

九

会長	専務理事	
	榆田	日高

九運官第233号  
令和元年7月1日

(一社)宮崎県タクシー協会長 殿

九州運輸局宮崎運輸支局長



### 自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

平素より、国土交通行政の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自動車点検整備推進運動の実施につきましては、本年は令和元年9月1日から9月30日までの1ヶ月間と各地方で独自に設定する1ヶ月間を強化月間とし、関係機関等の協力のもと、全国的に展開し、自動車使用者による保守管理の徹底を一層強力に推進することとしています。

当支局におきましても、強化月間を今年度においても9月・10月の2ヶ月間とし、関係機関等の協力のもと積極的に取り組み、自動車使用者の保守管理意識の高揚、適切な点検・整備の実施について一層強力に推進する所存でございますので、この趣旨をご理解のうえ本運動へのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、国土交通省より本運動のポスター、チラシを送付致しますので、広報につきましても併せてよろしくお願ひいたします。





(別添)

## 2019年度「自動車点検整備推進運動」実施細目

### I 九州運輸局及び運輸支局等実施事項

#### 1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

##### (1) イベント等の実施

- ① 運輸局及び各運輸支局等（自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。）を含む。は、自動車点検整備推進協議会（以下「協議会」という。）は、協議会及び協議会構成団体の地方組織が開催するイベントが円滑に実施されるようバックアップする。

なお、イベント名称には「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、本省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を活用する。

- ② 運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベント来場者を対象に、本運動の関心及び点検・整備の必要性や重要性の認識についてのアンケート調査（全国統一様式を基本）を行う。

##### (2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 運輸局は、自動車点検整備推進運動の実施計画を公表する。
- ② 運輸局及び各運輸支局等は、本省で作成されたポスターを窓口など来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。なお、一般の自動車ユーザーを対象としたポスター・チラシ等については、イベント等に参加した女性や10代から30代の自動車ユーザーへ積極的に展開するよう努める。

また、運輸局は、次のツールを活用した広報・啓発を積極的に実施するよう努める。

- ・マスメディア（テレビ、新聞を中心。以下同じ。）、インターネットサイト、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等の利用（女性、10代から30代の世代を焦点）
  - ・政府広報の利用
  - ・啓発ワッペン及びのぼりの利用
  - ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
  - ・バス車両の前面を利用した横断幕の掲示
  - ・本省及び協議会が作成した地方啓発活動支援ツールの利用
- ③ 運輸局及び各運輸支局等は、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなどして、より広く自動車ユーザーに確実な点検・整備の実施を呼びかけるよう努める。
- ④ 運輸局及び各運輸支局等は、大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車体フレ

ーム腐食事故を防止するため、チラシや別紙の資料等を窓口などへ備え置く又は配付するなどして、自動車ユーザーに対し確実な点検・整備の実施を啓発する。

- ⑤ 運輸局は、庁舎の館内放送、イントラネット等によって、所属職員（可能であれば来庁者も含む。）にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑥ 運輸局は、協議会及び大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）並びにその構成団体の地方組織による啓発活動が円滑に実施されるようバックアップする。

### **(3) 講習等の実施**

運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織が実施する点検・整備に関する実技講習や無料点検に協力する。

### **(4) 整備不良等に起因する事故防止の啓発**

運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、整備不良等に起因する大型車の車輪脱落事故、車両火災事故及び車両故障事故を防止するため、整備管理者研修、運行管理者講習、自動車検査員研修、整備主任者研修等の機会を活用して、受講者に対し本運動の目的、実施事項等について周知するとともに点検・整備の必要性や重要性の啓発に努める。この場合において、別紙の資料や連絡会構成団体の製作ツール等を活用するとともに、D P F（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法などを交えながら、点検・整備の確実な実施による事故防止について周知を行う。

特に、整備管理者研修等に自家用自動車の整備管理者の自主的な参加を促すよう努めるとともに、貸切バス事業者が選任する整備管理者に対する研修において、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について教示する。

### **(5) 出前講座等の実施**

運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、別紙の資料等を活用し、点検・整備の実施方法、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明する出前講座を行うよう努める。

また、運輸局は、自動車教習所や運転免許センターに対して、ポスターの掲示等の要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ、学科教本の中に記載されている点検・整備の必要性や重要性と実施方法について、受講生に対し特に強力に指導を行ってほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

## **2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等**

### **(1) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等**

- ① 各運輸支局等は、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。
- ② 各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口に寄せられた情報を基に、該当する車両のユーザーに対しハガキを送付して自主点検を促すとともに、点検・整備の必要性や重要性を啓発する。
- ③ 各運輸支局等は、確実な定期点検整備の励行を促進するため、自動車検査証備考欄に継続検査時の点検整備実施状況について記載し、自動車ユーザーへ周知する。

#### **(2) 街頭検査での啓発・指導等**

運輸局及び各運輸支局等は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織の協力を得ながら、街頭検査を活用してチラシ等の配布を行い点検・整備の必要性や重要性の啓發を行うとともに、点検整備済ステッカーと自動車検査証備考欄の点検実施状況の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な励行を指導する。なお、期日の過ぎた点検整備済ステッカーは保安基準不適合となるため、剥がすよう指示する。

#### **(3) 重点点検の実施**

- ① 運輸局は、協議会及び連絡会の協力を得て、大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の本省が選定する箇所に係る点検・整備の重点的な実施及び結果報告を運送事業者へ要請する。
- ② 運輸局及び各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と効果の得られる地域や点検内容等を協議し、次の事項を重点的に実施するよう関係事業者へ要請する。
  - ・運送事業者の事業用自動車を対象とし、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備を実施する。
  - ・整備事業場に入庫した一般整備車両を対象とし、自動車ユーザーの理解を得て実施する黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備を実施する。

### **3. 地方独自の実施事項等**

#### **(1) 実施期間**

2019年10月1日(火)から10月31日(木) (地方独自強化月間)  
(※ 全国統一強化月間 : 2019年9月1日(日)から 9月30日(月))

#### **(2) 実施項目**

- ① 平成30年6月に自動車点検基準等が一部改正され、スペアタイヤに関するこ<sup>ト</sup>を定期点検において点検することが義務づけられた。

については、当該改正をよりいっそう周知すべく、自家用大型トラックを対象に、自家用協会（自家用協会が存在しない長崎運輸支局を除く）と協力し、地方独自強化月間中、ポスターの掲示及びチラシの配布に努める。

- ② 九州トラック協会と協力し、同協会の会員で、かつ、大型自動車（車両総重量8トン以上）を保有する事業者（例：重点点検実施対象事業者）を対象に、エアクリーナーの点検を重点的に行う。

## II 協議会・連絡会構成団体実施事項

### 1. 自動車の点検・整備を推進するための広報啓発活動

#### (1) イベント等の実施

- ① 協議会は、「自動車点検整備推進運動全国統一強化月間」の開始を告知するための記者発表とともに、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるようなキックオフイベントを開催する。

なお、イベント開催にあたっては、マスメディアや一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮するとともに、技能競技大会（日本自動車整備振興会連合会主催）の優勝チーム等の自動車整備士から点検・整備のPRが行われることが望ましい。

- ② 協議会構成団体の地方組織は、地域の実情等を踏まえ、より多くの自動車ユーザー等に点検・整備の必要性や重要性が伝わるような地域イベントを開催する。

なお、次の内容を踏まえた地域イベントを開催するよう努めるほか、一般来場者の参加が多く見込める日時、場所や催し内容に配慮する。

- ・「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるとともに、新品部品と摩耗部品のサンプルを展示するなどして、点検・整備の必要性や重要性を視覚的に訴えるとともに、実施方法についてわかりやすく解説するよう努める。
- ・点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

- ③ 協議会構成団体の地方組織は、点検・整備に関する実技講習として、「マイカー点検教室」等を開催し、点検・整備の実施方法等を自動車ユーザー等へ説明する。

- ④ キックオフイベント及び地域イベントにおいては、その名称に「自動車点検整備推進運動」を付加するとともに、国土交通省と共同で作成したキャッシュコピー、ロゴ等を活用するとともに、マスメディアを活用して積極的なイベントPRを行い、マスメディアに多く取り上げられることを通じてイベントに参加しない自動車ユーザーにもイベントの効果が波及するよう努める。

- ⑤ 協議会は、幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットのアンケート・サイトを活用したアンケート調査を実施する。

#### (2) 総合的な広報・啓発活動の実施

- ① 国土交通省で作成するポスターを来訪者の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、別紙の資料等を活用し、点検・整備を怠った場合の不具合事例や事故事例、経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を説明し、確実に点検・整備を実施するように呼びかける。
- ③ 連絡会構成団体の地方組織は、国土交通省や一般社団法人日本自動車工業会が作成する大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止に必要な点検・整備を啓発する広報物等を来訪者の目につきやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口や応接コーナー等へ備え置く又は配布して、来訪者に広報する。
- ④ マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。  
なお、マスメディアを活用して広告する場合は、国土交通省と共同で作成したキヤッヂコピーやロゴ等を活用する。
- ⑤ インターネットサイト、SNS及びデジタル広告を活用し点検・整備の必要性や重要性を呼びかけるとともに、日常点検の実施方法が確認できるようにする。  
なお、スマートフォン・携帯電話からも閲覧できるよう配慮する。  
ホームページ : <http://www.tenken-seibi.com>  
スマートフォン・携帯電話 : <http://tenken-seibi.com/m/>
- ⑥ 各団体で実施している会議の機会や会報、機関誌及びホームページ等を利用して傘下会員及び参加者等へ点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- ⑦ 整備工場又は販売店において、定期点検整備の実施時期が近づいた自動車ユーザーに対して、ハガキ等により定期点検実施を案内するなど、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- ⑧ 各団体において保有する車両や会員等が使用する車両の車種に応じた適正な点検・整備の実施を図る。
- ⑨ 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの確実な点検・整備の実施を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の励行を呼びかけるよう依頼する。
- ⑩ 協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局及び各運輸支局等から協力要請があった場合は、講習・出前講座等の実施に協力する。

## 2. 自動車ユーザーに対する調査・指導等

### (1) 街頭検査での啓発・指導等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査での啓発活動に協力する。

## (2) 重点点検の実施

① 国土交通省からの要請を受け、重点点検対象の大型車について、ホイールの取付状態や燃料装置、車体フレームの腐食状態等の国土交通省が選定する箇所に係る点検・整備の重点実施及び結果報告に協力する。

また、各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、運送事業者の事業用自動車について、黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）に係る点検・整備を重点的に実施するよう協力する。

② 各地方運輸局又は各運輸支局等からの要請を受け、入庫した一般整備車両について、自動車ユーザーの理解を得ながら黒煙濃度の測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）に係る点検・整備の重点実施に協力する。

## 3. 地方独自の実施事項等

協議会及び連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が設定する地方独自強化月間及び実施事項の企画並びにその取り組みの実施に協力する。

なお、協議会及び連絡会構成団体（地方組織を除く。）は、特定地方独自強化月間ににおいても各種取組の実施に協力する。

## III 協議会・連絡会構成団体等別実施事項

### 1. 地域イベントの開催

●日本自動車整備振興会連合会（日整連）、日本自動車販売協会連合会（自販連）、日本自動車連盟（JAF）、日本自動車タイヤ協会（JATMA）、電池工業会（BAJ）、全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP連）、その他

- a) 地域イベントには、「点検・整備なんでも相談コーナー」、「無料点検コーナー」等の参加・体験・実践型の催しを設けるよう努める。
- b) 展示コーナーで使用する新品部品と使用により劣化した部品のサンプルを提供する。
- c) 点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。

### 2. マイカ一点検教室等の開催

●日整連

- a) 各地方自動車整備振興会では、マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。その際、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及

- ひ経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) 定期点検整備の必要性と保守管理の重要性について説明した動画（DVD）を活用し、自動車ユーザーへの啓発に努める。
  - c) 自動車のカット・エンジン、ブレーキ装置模型、カット・シャシ模型等を活用し、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

### ●自販連等

販売店では、自動車点検整備推進運動の強化月間中における新車の発表会等を利用して、自動車ユーザーを対象に無料点検等を実施し、点検・整備の必要性や重要性について呼びかける。また、大型車ユーザーにも啓発するように努める。

### ●J A F

各支部では、マイカ一点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

## 3. ポスターの掲示

### ●自動車技術総合機構（自動車機構）

庁舎・検査場内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

### ●軽自動車検査協会（軽検協）

事務棟・検査棟内の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

### ●日本自動車工業会（自工会）

自動車メーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

### ●自販連、全国自動車部品販売店連合会（全部協）、日本自動車輸入組合（輸入組合）、日本中古自動車販売協会連合会（中販連）、全国軽自動車協会連合会（全軽自協）、全国部品販売店連合会（JAPADA）、全国オートバイ協同組合連合会（AJ）

社屋、店舗等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。

### ●日整連

社屋、整備工場等を訪れる自動車ユーザー等の目に付きやすい箇所に掲示する。

### ●J A F

各地方本部、支部を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。

### ●全国自家用自動車協会（全自協）

各地方自家用自動車協会を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示す

る。

●日本バス協会（バス協）、全日本トラック協会（全ト協）、全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）

社屋、待合室、休憩所等の利用者の目に付きやすい箇所に掲示する。

●全国レンタカー協会（レンタ協会）

社屋、営業所の窓口等の利用者の目につきやすい箇所に掲示する。

●JATMA

タイヤメーカーの工場等、社員等の目につきやすい箇所に掲示する。

●関係団体

社屋、店舗等を訪れる来訪者の目につきやすい箇所に掲示する。

#### 4. チラシの配布

●自動車事故対策機構（事故対）

運行管理者講習の受講者及び適性診断の受診者に配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

●自動車機構

a) 庁舎・検査場に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。

なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。

b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対しては、各運輸支局等と連携して、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●軽検協

a) 事務棟・検査棟に備え置き、検査受検等により来訪した自動車ユーザー等に広報する。

なお、街頭検査の機会を活用した広報活動は、各運輸支局等に協力して取り組む。

b) 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、チラシを配布し、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

●自工会、自販連、全軽自協、中販連、輸入組合、JAPADA、AJ

a) 社屋、店舗に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。

- b) 自動車を販売する際に、購入者に対して点検・整備の必要性や重要性を周知する。

#### ●日整連

- a) 店舗の応接コーナー等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。また、自動車検査証備考欄に記載の点検整備実施状況等の情報を活用し、定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各地方自動車整備振興会が開催するマイカ一点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

#### ●J A F

- a) 全支部・事務所に備え置く又は来訪者やロードサービス利用時に配布するなど、あらゆる機会を捉えて周知する。特に、ロードサービス利用時等に定期点検整備未実施の自動車ユーザーに対しては、点検・整備の確実な実施を呼びかける。
- b) 各支部で開催するマイカ一点検教室等を活用して、参加者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

#### ●日本自動車教育振興財団（教育振興財団）

全国自動車教育研究大会等の機会に参加者へ配布して、点検・整備の必要性や重要性を周知する。

#### ●バス協、全ト協、日本自動車部品工業会（部工会）、全部協、全タク連、全国石油商業組合連合会（全石商）、自動車検査登録情報協会（自検協）、B A J、D P連、日本自動車車体工業会（車工会）、日本自動車部品協会（J A P A）、レンタ協会

- a) 奉下会員・事業者に配布し、点検・整備の必要性や重要性を周知する。
- b) 店舗等に自動車ユーザー等が訪れる奉下会員・事業者においては、窓口等に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

#### ●日本損害保険協会（損保協会）、全国共済農業協同組合連合会（J A 共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）

店舗等の窓口に備え置く又は配布して、来訪者に点検・整備の必要性や重要性を周知する。

### 5. マスメディア等による広報（キャッチコピー、ロゴ等の挿入）

#### ●日整連

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備を怠った場合の不具合事例、事故事例及び経済的負担事例等を交えながら、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

### ●自工会

- a) マスメディア等を活用して、点検・整備の確実な実施等について呼びかけるとともに、ホームページ、自動車ガイドブック等により、点検・整備の必要性や重要性を訴える。
- b) マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

### ●自販連、全軽自協、輸入組合

マスメディア等により広告する場合は、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を挿入する等、統一感のある広報の実施に努める。

### ●自工会、バス協、全ト協、日整連、自販連他連絡会構成団体

- a) マスメディア等を活用し、大型車の車輪脱落事故や車両火災の防止のため、確実な点検・整備の実施を呼びかける。
- b) 大型車の車輪脱輪事故が多い地域においては、大型車ユーザー等へ訴求効果のある時期や内容に配慮した広報に努める。

### ●関係団体

本運動の実施要領、チラシの内容等について、会報又は機関誌に掲載し、広く会員等に広報する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用し、統一感のある広報の実施に努める。

## 6. のぼり、垂れ幕、横断幕等の掲示

### ●自動車機構

啓発ワッペンの着用を行うとともに、庁舎・検査場を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

### ●軽検協

啓発ワッペンの着用を行うとともに、事務棟・検査棟を訪れる自動車ユーザーの目につきやすい箇所にのぼりを設置する。

### ●日整連

各地方自動車整備振興会、整備工場及びマイカー点検教室を訪れる自動車ユーザー等の目につきやすい箇所に掲示する。その際、国土交通省及び協議会で作成したキャッチコピー、ロゴ等を使用することにより、統一感のある広報の実施に努める。

### ●バス協

乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、自動車点検整備推進運動の周知に努める。

## 7. ハガキの送付等

### ●軽検協

前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確實に実施するよう呼びかけるとともに、定期点検整備の実施状況を調査する。

### ●自販連等

販売店では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

### ●日整連

整備工場では、定期点検整備の実施時期の近づいた自動車ユーザーに対して、定期点検整備の実施について呼びかける。

## 8. その他

### ●日整連

オリジナルで作成したスマートフォンアプリ（点検・整備の実施時期の告知機能等）の周知及び活用促進させることで、ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

### ●日整連、自販連、全タ協連、JATMA

大型車のタイヤ脱着を伴う点検・整備やタイヤ交換作業を行ったときは、車両の引き渡し時等において、大型車ユーザーに「増し締めの実施が必要である」ことが確実に伝わるよう、点検整備記録簿・作業実施報告書等にわかりやすく記載して説明するとともに、チラシ等を活用して増し締めの励行について周知するよう努める。

なお、傘下事業者において、増し締めを実施したときは、点検整備記録簿・作業実施報告書等に「増し締め実施済み」と記載しておく。

### ●全ト協、バス協、日整連、全タク連、全自協、レンタ協会他関係団体等

- a) 国土交通省から要請される重点点検の実施及び結果報告並びに各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される黒煙濃度の悪化に影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料ポンプ等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。
- b) 各地方運輸局又は各運輸支局等から要請される入庫した一般整備車両の黒煙測定及び黒煙濃度の悪化に大きな影響を与える装置（例：エア・クリーナ・エレメント等）の点検・整備の重点実施について、傘下会員の整備事業者へ協力を依頼する。

- c) 各地方運輸局及び各運輸支局等が実施する講習・出前講座等に協力し、傘下会員・事業者等に対する自動車保守管理意識の高揚及び点検・整備に起因する事故防止を図る。

### ●関係団体等

- a) 各団体において保有する車両や会員等の使用する車両の車種に応じた適切な点検・整備の実施を図る。
- b) 社屋、営業所等における館内放送等によって、所属職員等にマイカーの点検・整備の実施勧行を呼びかけるとともに、友人や家族にも所属職員から点検・整備の勧行を呼びかけるよう依頼する。
- c) 国土交通省の行う定期点検の実施状況の調査や確認について、その協力に努める。